

# 集団回収を始めませんか

## スタートガイド

### 集団回収とは？

○市民の皆さんで構成する自治会やこども会などの住民団体が、自主的に家庭から出る古紙などの資源物を回収し、資源回収業者へ引き渡すリサイクル活動のことです。

○堺市では回収量に応じて  
**1 kg あたり 4 円の報償金**  
を交付しています。

○この機会に、ご近所などで声をかけあって、  
集団回収を みませんか！



### <目次>

- 集団回収報償金交付制度について . . . . . P1
- 集団回収の始め方 . . . . . P3
- 回収品目ごとの出し方と注意点 . . . . . P5
- 集団回収よくある質問 Q&A . . . . . P7
- 〈回覧文例〉 資源物の集団回収のお知らせ . . . . . P9
- 〈参考〉 堺市有価物集団回収実施団体登録申請書 . . . . . P10

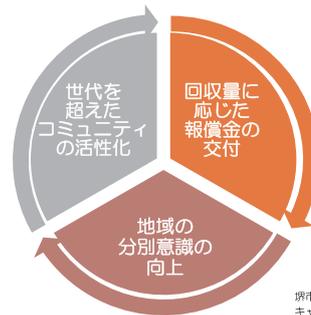
# 集団回収報償金交付制度について

## 制度の目的

自治会、こども会等の団体が自主的に行う集団回収に対して報償金を交付することにより、ごみの減量と資源の有効利用を図るとともに、ごみ問題に対する意識の向上をめざすものです。

## 集団回収のメリット

- 回収量に応じて堺市から報償金の交付を受けることができます。
- 皆さんの分別意識が高まり、ごみの減量、リサイクルの推進につながります。
- 活動を通じて協力し合うことで、世代を越えた地域コミュニティが活性化します。



メリット  
いっぱい!



堺市環境マスコット  
キャラクター「ムーちゃん」

## 対象団体〈次の要件をいずれも満たすこと〉

1. 市内の自治会・こども会・その他営利を目的としない住民団体  
(事業所・商店等の団体は、この制度の対象ではありません。)
2. おおむね20世帯以上が協力している団体

## 報償金額

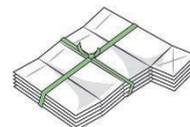
回収業者に引き渡した量に対して、1kgあたり4円

## 対象品目

報償金の交付対象は市内の**家庭**から排出された以下のものです。

※事業所（店舗・工場等）から出たものは対象ではありません。

- 新聞
- 雑誌・その他の古紙
- ダンボール
- 紙パック
- 古着・古布



※回収できる品目は回収業者によって異なります。詳細は回収業者に確認してください。

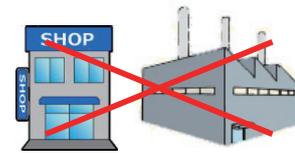
## 留意事項

- 報償金の交付は、団体登録申請後に実施した集団回収から適用になりますので、事前に団体登録をしてください（P3「4」参照）。
- 交付申請書類に不備がある場合、また、不正や不相当と認められる事実があった場合、報償金を交付できないことがあります。
- 2年以上集団回収を実施しない場合は、その登録を取り消す場合があります。

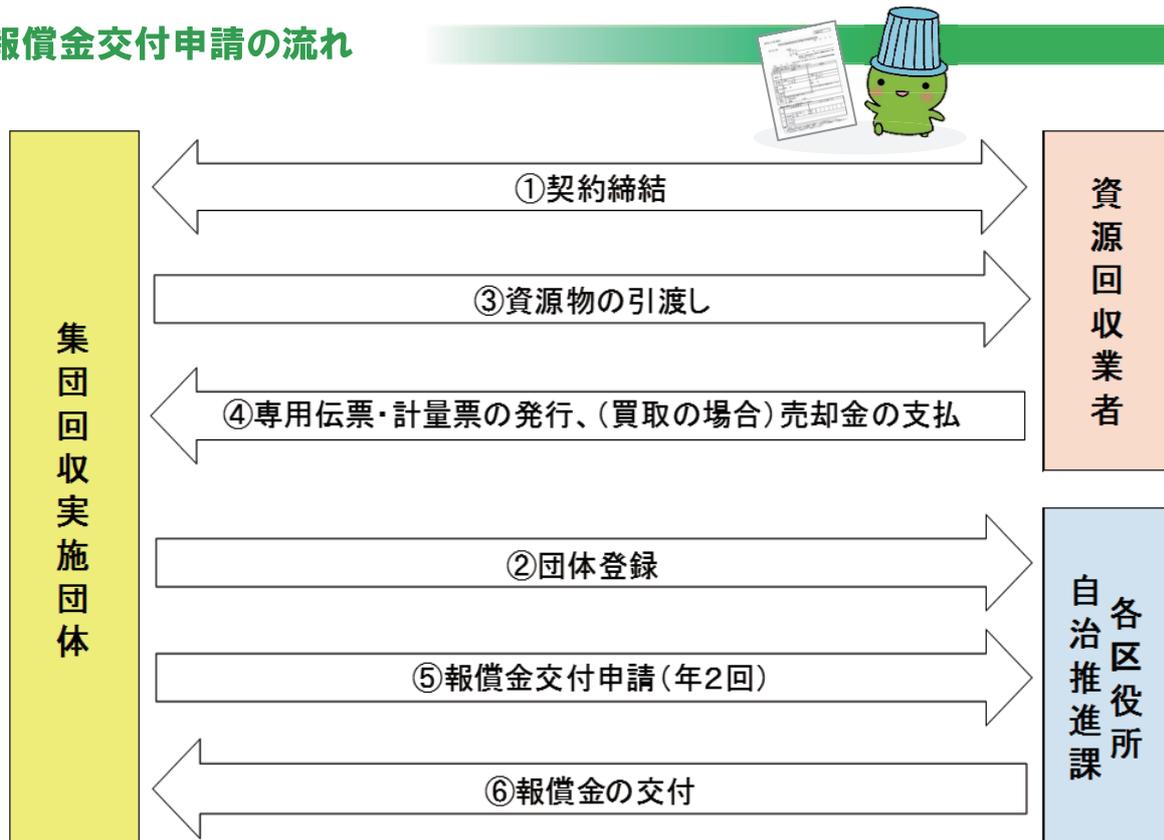
### 《注意ポイント》

事業所から排出された古紙類は集団回収の報償金の交付対象ではありません。

事業所(スーパーや工場など)からもらったダンボールなどの古紙類を含めて報償金の申請を行うなど、不正や不相当と認められる事実があった場合、報償金の全部又は一部の返還を求められることがあります。



### 報償金交付申請の流れ



### 集団回収クイズ

＜問題＞トイレットペーパーを1個再生するのに、1,000 ml入りの牛乳パックは何枚必要でしょうか？(答えはP4)

- A: 6枚
- B: 12枚
- C: 24枚



# 集団回収の始め方

## 1. 団体・グループを作り、役割を決める

○20世帯以上の営利を目的としない住民団体を結成します。

○団体の役員会等で集団回収を始めることを承認のうえ、代表者、会計、広報、回収担当などの役割を決めましょう。

※自治会、こども会、マンション管理組合、PTAなど既存の団体のほか、ご近所で結成したグループ等でも登録できます。

※事業所・商店等の団体は、この制度の対象ではありません。

## 2. 回収日、回収品目、回収場所を決める

○生活ごみ等の回収日・回収場所と重ならないように決めましょう。回収日等が重なると、誤って生活ごみなどとして回収されてしまう恐れがあります。

決定の  
ポイント

【回収日】「毎月第〇の〇曜日」など覚えやすい日にすると効果的です。

【回収品目】前ページの「対象品目」を参考に、回収する品目を決めましょう。

【回収場所】皆さんが出しやすく、近隣の迷惑にならない場所を選びましょう。

## 3. 回収業者と契約する

○回収業者は、特に登録制等の決まりはありませんので、自由に選ぶことができます。

※回収業者の選定に困ったときは、大阪府登録廃棄物再生事業者名簿（大阪府ホームページに掲載）をご参照いただくか、各区役所自治推進課までご連絡ください。

大阪府 再生登録事業者名簿 

契約の  
ポイント

【回収日】希望の回収日に回収可能か、祝日や雨天時の回収の可否等を確認します。

【回収品目】希望の回収品目を取り扱っているか確認します。

※回収品目は回収業者により異なります。

【引渡方法・場所】回収したものを引き渡す方法や場所を決定します（拠点回収・戸別回収等）。

【引渡単価】回収品目ごとの引渡単価を決定します。

※品目、量、回収方法により、業者ごとに引渡単価が異なります。

【提出書類】堺市所定の①専用伝票と②計量票（計量証明書）（※計量器で印字発行されたもの、P4参照）を回収のつど提出してもらえるか確認します。

## 4. 市へ団体登録を行う

○詳細が決まれば、①団体登録申請書（P10参照）と②報償金振込口座の通帳のコピー（表紙と口座情報が記載されているページ）を、お住まいの各区役所自治推進課に提出します。

注意

◎報償金の振込には、団体名義の口座が必要です。振込先の口座名義については、団体名・役職名・氏名を金融機関へ届け出てください。

◎報償金の交付は、登録後に実施した集団回収から適用になります。

## 5. 協力世帯へ事前に PR を行う

- 最初は、協力世帯の方々に集団回収の内容を知ってもらう PR がとても大切です。回覧板、チラシや掲示板等で、事前に回収日時、回収品目、回収場所などを周知しましょう（P9の回覧文例参照）。

## 6. 集団回収を実施し、業者から伝票等を受け取る

- 各家庭から出された資源物を回収業者に引き渡します。
- 引き渡し後は、回収業者から①**専用伝票**、②**計量票**（計量証明書）を受け取り、大切に保管しておきましょう。
- ※受け取り漏れを防ぐため、毎回の集団回収実施後に、速やかに受け取りましょう。

### ①専用伝票

※回収業者に記入を依頼してください。

### ②計量票（計量証明書）の見本

※計量票とは、回収業者が回収した古紙等を引き渡し際に再資源化業者（古紙問屋）で発行されるもので、計量法で定められた定期検査に合格した計量器で計量し、印字されたものに限ります。手書き・コピーしたものは不可です。

品名	総重量	風袋重量	水分引	正味重量
1	1,850	1,840		10.0
2	1,840	1,790		50.0
3	1,790	1,590		200.0
4	1,590	1,470		120.0
5	1,470	1,460		10.0
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
備考				
			重量合計	390.0

## 7. 市へ報償金の交付申請を行う（年2回）

- 申請書類一式が、申請月の前月に市から団体の代表者宛てに送付されます。
- 申請月に、お住まいの各区役所自治推進課へ報償金の交付を申請します。

【申請月】 ▼上半期（2月1日～7月31日実施分） ⇒ 8月  
▼下半期（8月1日～翌年1月31日実施分） ⇒ 2月

## 8. 市から報償金を受け取る

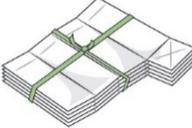
- 上半期は9月下旬以降、下半期は3月下旬以降順次、団体指定の振込口座に報償金が振り込まれます。

「よくある質問 Q&A」をP7～8に掲載しているよ♪  
困ったこと、お悩みのことがあれば、  
お住まいの各区役所自治推進課又は資源循環推進課まで  
気軽に相談してね！



<P2 集団回収クイズのこたえ> A : 6枚

## 回収品目ごとの出し方と注意点

回収品目	○出し方と●注意点
<p><b>雑誌・その他の古紙</b>(一緒に出す)</p> <p>【雑誌】 教科書・単行本・週刊誌など</p> <p>【その他の古紙】 紙箱・紙袋・包装紙など</p> <p>※品目の詳細は P6参照</p> 	<p>○大きさをそろえて、ひもでしっかり十字にしぼる。</p> <p>○ビニール袋ではなく紙袋に入れて、ひもで十字にしぼる(紙袋の持ち手が紙以外のものは取り除く)。</p> <p>●紙以外の部分(金具やビニール、プラスチックなど)は素材ごとに分別する。</p> <p>●紙箱は開いて平らにする。メモなど小さな古紙は、雑誌への挟み込みも可。</p>
<p><b>新聞</b></p> 	<p>○ひもでしっかり十字にしぼる。</p> <p>●紙箱等の古紙やカタログ・雑誌類は、新聞と一緒に出さず、「雑誌・その他の古紙」として分別する。</p>
<p><b>ダンボール</b></p> 	<p>○折りたたんでひもでしっかり十字にしぼる。</p> <p>●ガムテープ、宛名ラベルやシールは「生活ごみ」。</p>
<p><b>紙パック</b></p> 	<p>○水でよく洗って乾燥させてから、開いて平らにし、ひもでしっかり十字にしぼる。</p> <p>●内側が白い紙のものに限る。内側がアルミコーティングされているものは「生活ごみ」。</p>
<p><b>古着・古布</b></p> 	<p>○透明または半透明のビニール袋に入れる。</p> <p>●綿、布団、裁断くず、カーペットなどは「生活ごみ」又は「粗大ごみ」。</p>

●上記は基本的な分類・出し方です。回収業者によって、回収品目や出し方が異なる場合がありますので、詳細は回収業者に確認してください。



### 堺市からのお願い

#### ●リサイクルできない紙類

(禁忌品→P6参照)は、生活ごみへ

- 一見リサイクルできそうな紙類の中には、紙の原料にならない禁忌品があります。禁忌品の混入は、せっかく分別した古紙をリサイクルする妨げとなってしまいます。
- 禁忌品は、「生活ごみ」に出してください。

#### ●ダンボール箱の中に古紙を入れて出さないでください

- ダンボール箱の中にダンボール等の古紙を入れて出すと、荷崩れの原因となります。
- テープ等で段ボールにフタをすると中身が確認できず、効率的なリサイクルの妨げに…。



#### ●「新聞」と「雑誌・その他の古紙」は、混ぜずに分けて出しましょう

- 新聞に雑誌・その他の古紙や異物が混ざっていると、作業員が手で選別作業を行うこととなります。
- 現在、古紙の市場価格は低迷しています。正しい分別と正しい出し方で、効率的なリサイクルにご協力ください。

#### ●「紙ひも」のご利用を

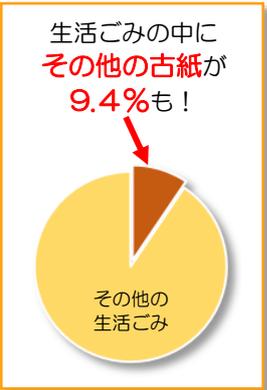
- 古紙を出す時は、紙ひもを使うのが最適です。ビニール袋やビニールひもを使うと、ごみが余分に発生すること、手作業でビニール袋やひもを除去するのに手間がかかることなどから、できるだけ紙ひもを使ってください。
- 紙ひもは、古紙と一緒に再生されます。



# 「その他の古紙」って？



- お菓子の紙箱、紙袋、包装紙など、リサイクルできる紙資源のことです。(新聞・雑誌・ダンボール・紙パックは除く)
  - 生活ごみの中には、資源としてリサイクルできる「その他の古紙」がたくさん混ざっています。
- 「資源物」として集団回収に出しましょう！



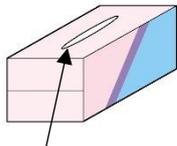
**Q: 「その他の古紙」は何にリサイクルされるの？**

A: ダンボールや紙箱などに再生されます。

## 《「その他の古紙」主な例》



●お菓子の紙箱



●ティッシュの紙箱  
(ビニールはプラスチック製容器包装へ)



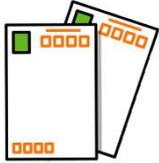
●包装紙



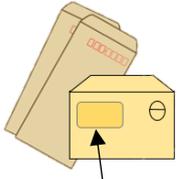
●チラシ・パンフレット



●メモ用紙・プリント類



●はがき(圧着はがきは生活ごみへ)



●封筒(窓あき封筒のフィルムは生活ごみへ)



●カレンダー  
(金具は小型金属へ)



●紙袋(持ち手が紙以外のものは生活ごみへ)



●トイレトペーパーの芯

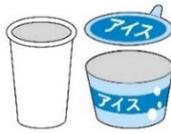
## ※以下の紙類は出せません！ リサイクルできないもの(禁忌品)⇒生活ごみへ！



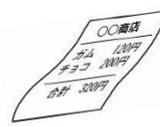
×においのついた紙  
(石けんの包み紙、洗剤や線香の紙箱など)



×汚れた紙  
(油のついた紙、使用済みのティッシュペーパーなど)



×防水加工された紙  
(紙コップ、紙皿など)



×感熱紙  
(レシート、ファックス用紙など)



×カーボン紙、ノーカーボン紙  
(宅配便の伝票など)



×使い捨て紙おむつ、ペット用トイレシート

×写真 ×油紙 ×金、銀などの金属が箔押しされた紙

×昇華転写紙(アイロンプリント紙、靴やカバンの詰め物など)

×感熱性発泡紙(立体コピー紙、主に点字関係で使用されるもので、熱を加えたところが盛り上がる紙)

×複合素材の紙(プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合わせたもの)

×合成紙(プラスチック製品で、正確には紙でないもの)

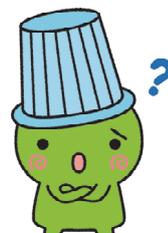
◆紙製容器包装のリサイクルマーク がついていても、上記のものはリサイクルできません。



## 集団回収よくある質問 Q&A

### <目次>

- Q1. 集団回収報償金の対象品目は？
- Q2. 実施団体の登録要件は？
- Q3. 回収方法を決めるにあたっての注意点は？
- Q4. 団体登録前に実施した集団回収分は申請できるの？
- Q5. 回収業者の選定に決まりはあるの？
- Q6. 古紙等の売払価格は決まっているの？
- Q7. 回収量はどのように確認したらいいの？
- Q8. 報償金交付申請の時期や方法は？
- Q9. 持ち去り被害があると聞いたけど？



### Q1. 集団回収報償金の対象品目は？

報償金交付対象品目は、新聞、雑誌・その他の古紙、ダンボール、紙パックと古布です。飲料用の缶、びん、ペットボトルなどは本市の報償金交付対象品目ではありません。

\* 報償金交付の対象物は家庭から排出されたものに限ります。

### Q2. 実施団体の登録要件は？

#### ① 市内の自治会、子ども会その他営利を目的としない住民団体であること

自治会、子ども会、管理組合（管理を委託されている事業者の登録は不可）など地域住民が自主的に組織した団体で、古紙などの集団回収を行う団体が対象となります。

※個人や企業、事業所、商店など営利団体、宗教法人は登録できません。

#### ② 概ね20世帯以上が協力している団体であること

ただし、登録団体が集団回収を2年以上実施しないときは、登録を取り消す場合があります。

### Q3. 回収方法を決めるにあたっての注意点は？

回収品目、回収日時、回収場所、回収方法等は、協力世帯や回収業者と十分にご相談のうえ、決めてください。

\* 回収場所は、実施団体の責任で敷地や施設の管理者等との協議・了解のもとで決めましょう。

\* 回収日時や回収場所が生活ごみ等の回収と重なると、誤って生活ごみ等として回収される恐れがありますのでご注意ください。生活ごみ等の回収日時・場所と同じ場合は、集団回収の資源物であることが明確に分かる表示を行う等のご協力をお願いします。



#### Q4. 団体登録前に実施した集団回収分は申請できるの？

団体登録前に実施した集団回収については、報償金の交付を受けることはできません。報償金の交付は、団体登録日以降に実施した集団回収が対象になります。

#### Q5. 回収業者の選定に決まりはあるの？



回収業者の選定は団体に一任していますので、自由にお選びいただけます。本市では個別業者の紹介、買取価格の調整等はありません。

なお、選定に困ったときは、参考までに集団回収業者一覧表（※1）をお渡ししますので、お住まいの各区役所自治推進課へご相談ください（※2）。

※1：大阪府登録廃棄物再生事業者名簿から堺市内の事業者を抜粋したものの。

※2：一覧表記載の回収業者以外の業者からも自由に選ぶことができます。

#### Q6. 古紙等の売払価格は決まっているの？

回収業者への古紙等の売払価格は、回収方法、回収量、回収頻度などにより異なりますので、事前に回収業者とご相談の上、回収を依頼してください。



#### Q7. 回収量はどのように確認したらいいの？

報償金あるいは売払金の根拠となる古紙等の回収重量は、再資源化業者（古紙問屋）が発行する計量票（計量証明書）が根拠となりますので、必ず確認してください。

なお、計量票には団体名、計量年月日、品名（新聞、雑誌・その他の古紙、ダンボール、紙パック、古布）、重量、再資源化業者名、住所、電話番号等が記載されています。

#### Q8. 報償金交付申請の時期や方法は？

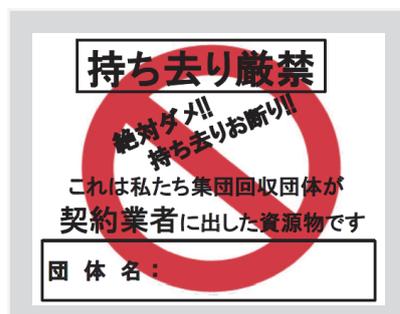
申請書、専用伝票は申請月（毎年8月と2月）の前月末までに原則として団体の代表者に送付します。申請月までに申請書等が団体に届かない場合は、お住まいの各区役所自治推進課までご連絡ください。

#### Q9. 持ち去り被害があると聞いたけど？

最近、集団回収に出した新聞等の資源物を、団体が契約した業者以外の者によって無断で持ち去られる被害が発生しています。持ち去りの被害にあわないために、以下のような対策をお願いします。

- ① 資源物は、契約業者の回収時間に合わせて出す。
- ② 資源物を出す際、「持ち去り禁止」の用紙を貼付する。  
「持ち去り禁止」の貼り紙のサンプルを市ホームページに掲載しています。

堺市集団回収 持ち去り



## <回覧文例（表面）>

※文例は、市ホームページからダウンロードもできます。

※裏面等に、P5の「回収品目ごとの出し方と注意点」をご活用ください。

回覧

令和 年 月 日

\_\_\_\_\_自治会の皆様

\_\_\_\_\_自治会長

### 資源物（古紙、古着など）の集団回収のお知らせ

\_\_\_\_\_自治会では、下記のとおり集団回収を実施します。この取組によって市から交付される報償金(4円/kg)は、当自治会の大切な活動資金となります。皆様のご協力をお願いいたします。

#### 記

1 回収日時 毎月第 週の 曜日 時から 時まで  
(雨天の場合： )

2 回収場所 \_\_\_\_\_

#### 3 回収する資源物

- (1)古紙 ①新聞  
②雑誌・その他の古紙（紙箱・紙袋・包装紙など）  
③ダンボール  
④紙パック  
(2)古着・古布

4 回収業者 \_\_\_\_\_ 電話 ( ) -

#### 5 注意事項

- ・資源物の種類ごとに分別してください(「回収品目ごとの出し方と注意点」参照)。
- ・回収業者が回収しなかったもの(対象ではないもの)は、各自で持ち帰ってください。

※集団回収とは、ご家庭から出る新聞や雑誌、ダンボールなどの古紙や古着等を自治会などの住民団体の皆様が協力して回収し、資源回収業者へ引き渡すリサイクル活動のことです。

【お問合せ先】

自治会 担当：

電話 (072)

-





「ごみの分別辞典」や  
「収集日カレンダー」など  
便利な機能が満載！

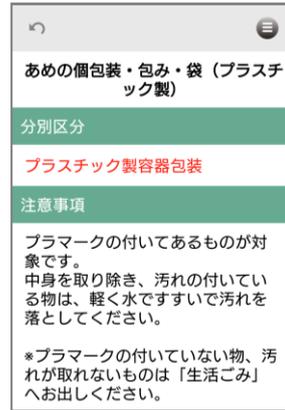
始めよう！  
アプリで快適ごみ出し生活♪

無料

## ごみ分別アプリ「さんあ〜る」



品目をタップ



iPhone 用



Android 用

今日が何の収集日か  
すぐにわかります

団体登録及び報償金交付申請についてのお問合せはお住まいの各区役所へ

堺区役所 自治推進課	TEL 072-228-7082	FAX 072-228-7844
中区役所 自治推進課	TEL 072-270-8154	FAX 072-270-8101
東区役所 自治推進課	TEL 072-287-8122	FAX 072-287-8113
西区役所 自治推進課	TEL 072-275-1902	FAX 072-275-1915
南区役所 自治推進課	TEL 072-290-1803	FAX 072-290-1814
北区役所 自治推進課	TEL 072-258-6779	FAX 072-258-6874
美原区役所 自治推進課	TEL 072-363-9312	FAX 072-361-1817

### 集団回収を始めませんか〜スタートガイド

2022年2月発行

編集・発行

堺市 環境局 環境事業部 資源循環推進課

TEL (072) 228-7479

FAX (072) 228-7063

市ホームページでも情報をご覧ください  
ます⇒



堺市集団回収

